

役員報酬規程

公益財団法人ランナーズ財団 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ランナーズ財団（以下「本財団」という。）定款第15条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬の額に関し定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

（2）常勤理事とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

（3）非常勤理事とは、理事のうち、常勤理事以外の理事をいう。

（4）報酬とは、認定法第5条第13号で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

（5）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費、日当を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支払方法)

第3条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第4条 役員等の報酬は、常勤理事においては、月額をもって毎月一定の定まった日に支給する。常勤理事以外の役員等にあつては、事業年度末に就任している場合、定款第18条に規定する定時評議員会が属する月の末日に年額を支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、前営業日に支給する。

2 事業年度の途中で退任した場合、一月単位に繰り上げ月割按分した額を退任後遅滞なく支給する。

3 事業年度の途中で就任した場合、就任月から一月単位に繰り上げ月割按分した額を支給する。

(報酬の決定基準)

第5条 評議員の報酬は、定款第15条に定められた総額の範囲内において、別表に基づき支

役員報酬規程

給する。

- 2 役員の報酬は別表に基づき支給する。
- 3 前2項にかかわらず、役員等は自らの申し出により報酬の受け取らないことができるものとする。

(費用)

第6条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤理事には通勤に要する交通費として通勤費を支給することができる。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和元年7月22日から施行する。
- 2 改定後のこの規程は、令和4年1月17日から施行する。
- 3 改定後のこの規程は、令和6年4月4日から施行する。
- 4 改定後のこの規程は、令和7年4月17日から施行する。